

第 5 期 中 間 決 算 公 告

平成21年12月30日

東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
株式会社三菱東京UFJ銀行
頭取 永易 克典

中間連結貸借対照表(平成21年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	6,559,719	預 金	109,271,184
コールローン及び買入手形	362,974	譲 渡 性 預 金	7,534,801
買 現 先 勘 定	251,519	コールマネー及び売渡手形	1,665,138
債券貸借取引支払保証金	4,402,828	売 現 先 勘 定	6,261,195
買 入 金 銭 債 権	3,108,684	債券貸借取引受入担保金	2,429,627
特 定 取 引 資 産	9,350,376	コマーシャル・ペーパー	88,759
金 銭 の 信 託	244,147	特 定 取 引 負 債	5,298,057
有 価 証 券	45,615,983	借 用 金	2,935,895
投資損失引当金	△ 31,646	外 国 為 替	885,467
貸 出 金	77,581,851	短 期 社 債	74,944
外 国 為 替	951,377	社 債	5,308,926
そ の 他 資 産	4,854,283	そ の 他 負 債	4,764,371
有形固定資産	1,127,231	賞 与 引 当 金	23,940
無形固定資産	640,533	役 員 賞 与 引 当 金	74
繰延税金資産	768,843	退 職 給 付 引 当 金	58,617
支払承諾見返	7,906,343	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	746
貸 倒 引 当 金	△ 902,517	ポ イ ン ト 引 当 金	1,078
		偶 発 損 失 引 当 金	57,797
		特 別 法 上 の 引 当 金	1,233
		繰 延 税 金 負 債	27,694
		再評価に係る繰延税金負債	185,330
		支 払 承 諾	7,906,343
		負 債 の 部 合 計	154,781,227
		(純資産の部)	
		資 本 金	1,196,295
		資 本 剰 余 金	3,362,612
		利 益 剰 余 金	1,692,777
		株 主 資 本 合 計	6,251,685
		その他の有価証券評価差額金	19,400
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	121,666
		土 地 再 評 価 差 額 金	221,907
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 150,853
		米国会計基準適用子会社 における年金債務調整額	△ 53,647
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	158,473
		少 数 株 主 持 分	1,601,147
		純 資 産 の 部 合 計	8,011,306
資 産 の 部 合 計	162,792,534	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	162,792,534

中間連結損益計算書

〔平成21年4月 1日から〕
〔平成21年9月30日まで〕

(単位:百万円)

科 目	金 額	
経常収益		1,811,156
資金運用収益	1,136,574	
(うち貸出金利息)	763,875	
(うち有価証券利息配当金)	212,533	
信託報酬	6,532	
役員取引等収益	329,559	
特定取引収益	80,039	
その他業務収益	185,499	
その他経常収益	72,952	
経常費用		1,668,970
資金調達費用	288,942	
(うち預金利息)	138,505	
役員取引等費用	59,777	
特定取引費用	7	
その他業務費用	190,272	
営業経費用	701,662	
その他経常費用	428,308	
経常利益		142,185
特別利益		40,062
固定資産処分益	4,417	
償却債権取立益	18,567	
金融商品取引責任準備金取崩額	241	
事業分離における移転利益	10,843	
投資損失引当金戻入益	4,848	
その他の特別利益	1,143	
特別損失		16,056
固定資産処分損失	12,430	
減損損失	3,625	
税金等調整前中間純利益		166,192
法人税、住民税及び事業税	34,546	
法人税等還付税額	△ 15,293	
法人税等調整額	△ 6,423	
法人税等合計		12,829
少数株主利益		30,640
中間純利益		122,722

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 149 社

主要な会社名

株式会社泉州銀行	UnionBanCal Corporation
エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社	BTMU Participation (Thailand) Co., Ltd.
三菱UFJファクター株式会社	PT U Finance Indonesia
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社	BTMU Capital Corporation
カブドットコム証券株式会社	BTMU Lease (Deutschland) GmbH
株式会社日本ビジネスリース	BTMU Leasing & Finance, Inc.
三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社	PT. BTMU-BRI Finance

なお、BTMU Preferred Capital 9 Limited は、新規設立により、当中間連結会計期間より連結の範囲に含めております。

また、株式会社UFJ日立システムズ他4社は、合併に伴う消滅、清算等により子会社及び子法人等ではなくなったため、当中間連結会計期間より連結の範囲から除いております。

② 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

② 持分法適用の関連法人等 45 社

主要な会社名

株式会社中京銀行	株式会社モビット
株式会社じぶん銀行	Dah Sing Financial Holdings Limited
東銀リース株式会社	Mitsubishi UFJ Wealth Management Bank (Switzerland), Ltd.
三菱UFJキャピタル株式会社	PT. Bank Nusantara Parahyangan Tbk.
株式会社ジャックス	Bangkok BTMU Limited
株式会社ジャルカード	BTMU Holding (Thailand) Co., Ltd.

なお、Morgan Stanley MUF Loan Partners, LLC は、新規設立により、当中間連結会計期間より持分法を適用しております。

また、株式会社岐阜銀行他2社は、議決権の所有割合の低下等により関連法人等ではなくなったため、当中間連結会計期間より持分法の対象から除いております。

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

④ 持分法非適用の関連法人等

主要な会社名

株式会社池田銀行

SCB Leasing Public Company Limited

持分法非適用の関連法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

⑤ 他の会社等の議決権（業務執行権）の百分の二十以上百分の五十以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連法人等としなかった当該他の会社等の名称

株式会社京都レメディス

ファルマフロンティア株式会社

株式会社京都コンステラ・テクノロジーズ

N B A株式会社

株式会社パスト

株式会社 Spring

（関連法人等としなかった理由）

ベンチャーキャピタル事業等を営む連結される子法人等が投資育成や事業再生を図りキャピタルゲイン獲得を目的等とする営業取引として株式等を所有しているのであって、傘下に入れる目的ではないことから、関連法人等として取り扱っておりません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

4月末日	1社
6月末日	91社
7月24日	11社
7月末日	1社
8月末日	1社
9月末日	44社

② 4月末日を中間決算日とする連結される子会社については、7月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。

また、その他の連結される子会社及び子法人等は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。

なお、中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

会計処理基準に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益（利息配当金、売却損益及び評価損益）を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)(イ)と同じ方法によっております。

なお、運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、原則として時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物： 15年～50年

その他： 2年～20年

また、連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として3年～10年）に対応して定額法により償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 繰延資産の処理方法

社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

また、平成 18 年 3 月 31 日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、実務対応報告第 19 号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（平成 18 年 8 月 11 日 企業会計基準委員会）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。

(6) 貸倒引当金の計上基準

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権（以下「破綻懸念先債権」という）のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生じる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 930,933 百万円であります。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(7) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(8) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(9) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結

会計期間に帰属する額を計上しております。

(10) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ主として発生の翌連結会計年度から費用処理

(11) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、当行の連結される子会社及び子法人等が、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支払見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(12) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、「スーパーICカード」等におけるポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(13) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、オフバランス取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。

(14) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5第1項、第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条、第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(15) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連法人等株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

(16) リース取引の処理方法

(借手側)

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に属するものについては、通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行い、リース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃

貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(貸手側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行い、収益及び費用の計上基準については、売上高を「その他経常収益」に含めて計上せず、利息相当額を各期へ配分する方法によっております。

(17) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第 24 号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（平成 14 年 2 月 13 日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第 24 号」という）及び会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」（平成 12 年 1 月 31 日 日本公認会計士協会）に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第 24 号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。

なお、平成 14 年度末の連結貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第 15 号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成 12 年 2 月 15 日 日本公認会計士協会）を適用して実施してございました多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成 15 年度から最長 14 年間にわたり費用又は収益として認識してしております。当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は 8,946 百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は 12,962 百万円（同前）であります。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建の金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計については、業種別監査委員会報告第 25 号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（平成 14 年 7 月 29 日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第 25 号」という）に基づき、外貨建金銭債権債務等を通貨毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、同一通貨の通貨スワップ取引及び為替予約（資金関連スワップ取引）をヘッジ手段として指定しており、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによ

っております。

また、外貨建関連法人等株式及び外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の外貨建金銭債務及び為替予約をヘッジ手段として包括ヘッジ又は個別ヘッジ、外貨建関連法人等株式については繰延ヘッジ、外貨建その他有価証券（債券以外）については時価ヘッジを適用しております。

(ハ) 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第 24 号及び同第 25 号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当中間連結会計期間の損益として処理し、あるいは繰延処理を行っております。

(18) 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっております。なお、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は発生した連結会計年度の費用に計上しております。

(19) 在外の子会社及び子法人等の会計処理基準

在外の子会社及び子法人等の財務諸表が、国際財務報告基準又は米国会計基準に準拠して作成されている場合には、それらを連結決算手続き上利用しております。

なお、在外の子会社及び子法人等の財務諸表が、国際財務報告基準又は米国会計基準以外の各所在地国で公正妥当と認められた会計基準に準拠して作成されている場合には、米国会計基準に準拠して修正しております。

また、連結決算上必要な修正を実施しております。

(追加情報)

一部の 12 月決算在外子会社において、米国財務会計基準審議会基準書第 115 号「特定の負債証券及び持分証券への投資の会計処理」に従い、平成 21 年 2 月 28 日に「その他有価証券」の一部を「満期保有目的の債券」の区分に変更しております。

この変更は、満期まで保有する能力と意思があることから、「満期保有目的の債券」に区分することがより適切であると判断したため、行ったものであります。

これにより、従来の区分で保有した場合に比べ、「買入金銭債権」は 5,623 百万円増加、「繰延税金資産」は 2,194 百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は 3,429 百万円増加しております。

なお、区分変更した債券の概要等については、「(有価証券関係)」の「4. 保有目的を変更した有価証券」に記載しております。

表示方法の変更

(中間連結損益計算書関係)

「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しておりました「法人税等還付税額」は、金額の重要性が増したため、当中間連結会計期間から区分して表示しております。

なお、前中間連結会計期間の「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示した「法人税等還付税額」は 803 百万円であります。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資額総額(連結される子会社及び子法人等の株式及び出資額を除く) 145,826百万円
2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に219,966百万円含まれております。
消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は576,622百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは11,495,185百万円であります。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は118,359百万円、延滞債権額は888,156百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は12,297百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は269,957百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,288,770百万円であります。
なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差入という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、722,057百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	1,743百万円
特定取引資産	921,508百万円
有価証券	1,045,757百万円
貸出金	632,952百万円
その他資産	71,854百万円
有形固定資産	481百万円
無形固定資産	511百万円

担保資産に対応する債務

預金	325,907 百万円
コールマネー及び売渡手形	558,000 百万円
コマースヤル・ペーパー	25,000 百万円
特定取引負債	61,993 百万円
借入金	1,342,381 百万円
その他負債	56,162 百万円
支払承諾	1,073 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金 20,375 百万円、買入金銭債権 363,406 百万円、特定取引資産 38,280 百万円、有価証券 5,810,283 百万円及び貸出金 4,097,401 百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は 1,701,759 百万円、有価証券は 8,183,835 百万円であり、対応する売現先勘定は 6,258,349 百万円、債券貸借取引受入担保金は 2,406,567 百万円であります。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は 17,416 百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、55,779,302 百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日 法律第 34 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日 政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第 2 号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第 4 号に定める「地価税法第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 859,498 百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 450,500 百万円が含まれております。

13. 社債には、劣後特約付社債 3,502,249 百万円が含まれております。
14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 2,715,051 百万円であります。
15. 1 株当たりの純資産額 530 円 98 銭
16. 当中間連結会計期間末の連結自己資本比率（国際統一基準）は 13.72%であります。

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益 38,665 百万円、リース業を営む連結される子会社及び子法人等に係る受取リース料 10,478 百万円及び貸出債権等の売却に係る利益 8,535 百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 164,655 百万円及び貸出金償却 138,710 百万円を含んでおります。
3. 1株当たり中間純利益金額 10円21銭
4. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 10円21銭

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権等が含まれております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成21年9月30日現在）

	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
国債	514,865	518,964	4,098
その他	1,120,646	1,130,936	10,289
外国債券	7,766	8,860	1,094
その他	1,112,880	1,122,075	9,194
合計	1,635,512	1,649,900	14,387

(注) 時価は、原則として当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいておりますが、企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品については、当行における合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額によっております。

企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品の合理的に算定された価額は、裏付資産を分析し、倒産確率、期限前償還率等を用いて将来キャッシュ・フローを見積り、過去の市場実績等に基づいた流動性プレミアムを加味した利回りにより割り引いた価格と、外部業者（ブローカー又は情報ベンダー）より入手した価格の双方を勘案して算出しております。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成21年9月30日現在）

	取得原価 （百万円）	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	評価差額 （百万円）
株式	3,171,261	3,408,783	237,521
債券	28,852,633	28,970,568	117,934
国債	27,382,936	27,478,800	95,863
地方債	276,032	284,507	8,475
社債	1,193,664	1,207,260	13,595
その他	9,328,145	9,214,260	△113,885
外国株式	96,921	133,297	36,375
外国債券	7,650,290	7,693,635	43,345
その他	1,580,934	1,387,326	△193,607
合計	41,352,041	41,593,611	241,570

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品については、自社における合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額によっております。

企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品の合理的に算定された価額は、裏付資産を分析し、倒産確率、期限前償還率等を用いて将来キャッシュ・フローを見積り、過去の市場実績等に基づいた流動性プレミアムを加味した利回りにより割り引いた価格と、外部業者（ブローカー又は情報ベンダー）より入手した価格の双方を勘案して算出しております。

なお、その他の証券化商品については、同種商品間の価格比較、同一銘柄の価格推移時系列比較、市場公表指標との整合分析等、定期的な状況確認を踏まえ、外部業者から入手する価格に基づく価額を合理的に算定された価額としております。

2 なお、上記の評価差額のうち、組込デリバティブを一体処理したことにより 17,156 百万円（費用）を損益に反映させた結果、純資産直入の対象となる額は 258,726 百万円であります。また、同対象額に組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額 7,988 百万円を加えた 266,715 百万円から繰延税金負債 123,271 百万円を控除した額 143,443 百万円のうち、少数株主持分相当額 14,760 百万円を加えた額に、持分法適用の関連法人等が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額 13,740 百万円を控除した額 144,463 百万円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

3 当行及び国内の連結される子会社及び子法人等は、市場価格又は合理的に算定された価額のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、当中間連結会計期間末において時価が取得原価まで回復する見込みがないと判断し、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理しております。時価が「著しく下落した」と判断する基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて 30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて 50%以上下落

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成21年9月30日現在）

内容	金額（百万円）
満期保有目的の債券	
外国債券	104
その他有価証券	
国内株式	285,792
社債	3,034,831
外国株式	59,283
外国債券	383,940

4. 保有目的を変更した有価証券

一部の12月決算在外子会社において、米国財務会計基準審議会基準書第115号「特定の負債証券及び持分証券への投資の会計処理」に従い、平成21年2月28日に、従来、「その他有価証券」に区分していた証券化商品を時価(112,356百万円)により、「満期保有目的の債券」の区分に変更しております。

この変更は、満期まで保有する能力と意思があることから、「満期保有目的の債券」に区分することがより適切であると判断したため、行ったものであります。

その他有価証券から満期保有目的の債券へ変更したもの(平成21年9月30日現在)

	時価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	中間連結貸借対照表に 計上されたその他 有価証券評価差額金の額 (百万円)
その他(買入金銭債権)	106,841	112,464	△46,493

5. 当中間連結会計期間前に保有目的を変更した有価証券

その他有価証券から満期保有目的の債券へ変更したもの(平成21年9月30日現在)

	時価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	中間連結貸借対照表に 計上されたその他 有価証券評価差額金の額 (百万円)
その他(買入金銭債権)	994,667	979,849	△78,982

(追加情報)

「有価証券」に含まれる変動利付国債は、実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(平成20年10月28日 企業会計基準委員会)に従い、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当中間連結会計期間末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、当行は合理的に算定された価額による評価を行っております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率に、内包されるオプション価値及び過去の市場実績に基づいた流動性プレミアムを考慮して割り引くことにより算定しております。

(金銭の信託関係)

運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託（平成21年9月30日現在）

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
運用目的及び 満期保有目的以外の 金銭の信託	215,902	216,597	694

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 なお、上記の評価差額から繰延税金負債282百万円を控除した額412百万円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

(企業結合等関係)

当行の連結される子会社である三菱UFJ住宅ローン保証株式会社は、平成21年7月21日、当行の親会社で銀行持株会社の株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの連結される子法人等であるアコム株式会社と吸収分割契約を締結し、同年9月1日、無担保カードローンの信用保証に関する事業を会社分割し、アコム株式会社へ承継いたしました。当該吸収分割は共通支配下の取引等に該当する事業分離であり、その概要は次のとおりであります。

1. 結合当事企業の名称及びその事業の内容、事業分離の法的形式並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

①分割会社

三菱UFJ住宅ローン保証株式会社

②承継会社

アコム株式会社

③事業の内容

当行が販売する無担保カードローンの会員から委託を受けて保証する信用保証事業

(2) 事業分離の法的形式

吸収分割

(3) 取引の目的を含む取引の概要

平成20年9月8日に、当行、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及びアコム株式会社との間で合意した「アコムと三菱UFJフィナンシャル・グループおよび三菱東京UFJ銀行の業務・資本提携の更なる強化について」に基づく、MUFGグループのコンシューマーファイナンス事業の競争力強化に向けた機能再編の一環として行ったものであります。

2. 実施した会計処理の概要

「事業分離等に関する会計基準」（平成17年12月27日 企業会計基準委員会）及び企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（平成17年12月27日 企業会計基準委員会）に規定する会計処理を適用した結果、事業分離における移転利益が発生しております。

分離した信用保証事業に係る保証債務の金額 188,234百万円

事業分離における移転利益 10,843百万円

(内訳)

会社分割譲渡対価 4,682百万円

貸倒引当金取崩 6,161百万円

事業分離における移転利益 10,843百万円

(重要な後発事象)

当行の連結される子会社である泉州銀行（以下「泉州銀行」という）と持分法非適用の関連法人等である株式会社池田銀行（以下「池田銀行」という）は、平成 21 年 5 月 25 日に当行、泉州銀行及び池田銀行の 3 行の間で締結した「経営統合契約書」に基づき、平成 21 年 10 月 1 日に共同株式移転により、株式会社池田泉州ホールディングス（以下「池田泉州ホールディングス」という）を設立し、両行は池田泉州ホールディングスの完全子会社となりました。

共同株式移転の結果、池田泉州ホールディングス設立時における当行の同社に対する議決権所有割合は 42% でしたが、当行は泉州銀行、池田銀行及び池田泉州ホールディングスで構成される新金融グループにおける経営の独立性を尊重するため、当行が保有する池田泉州ホールディングスの普通株式の一部について処分を進めており、遅くとも平成 26 年 9 月末までに池田泉州ホールディングスが当行の関係会社ではなくなることを予定しております。

なお、本共同株式移転に伴い、泉州銀行に対する持分比率が低下し、池田銀行に対する持分比率が上昇することに伴う、当行の連結財務諸表に与える影響については現時点では未定であります。

池田泉州ホールディングスの概要は、以下のとおりであります。

(1) 名称

株式会社池田泉州ホールディングス（英文名称：Senshu Ikeda Holdings, Inc.）

(2) 代表者

代表取締役会長 吉田 憲正

代表取締役社長兼 CEO（最高経営責任者） 服部 盛隆

(3) 本社

大阪府大阪市北区茶屋町 18 番 14 号（大阪梅田池銀ビル）

(4) 事業の内容

銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びこれに付帯関連する一切の事業

(5) 資本金

500 億円

第 5 期 中 間 決 算 公 告

平成21年12月30日

東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
株式会社三菱東京UFJ銀行
頭取 永易 克典

貸借対照表(平成21年 9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	5,529,701	預 金	100,488,998
コ ー ル ロ ー ン	206,137	譲 渡 性 預 金	7,988,427
買 現 先 勘 定	122,326	コ ー ル マ ネ ー	1,602,579
債券貸借取引支払保証金	4,402,828	売 現 先 勘 定	6,253,373
買 入 金 銭 債 権	2,539,100	債券貸借取引受入担保金	2,332,669
特 定 取 引 資 産	9,266,130	特 定 取 引 負 債	5,226,429
金 銭 の 信 託	27,550	借 用 金	4,967,154
有 価 証 券	46,165,485	外 国 為 替	899,537
投 資 損 失 引 当 金	△ 88,197	社 債	3,914,160
貸 出 金	69,443,777	そ の 他 負 債	3,687,165
外 国 為 替	941,761	未 払 法 人 税 等	13,296
そ の 他 資 産	4,040,702	リ ー ス 債 務	2,687
有 形 固 定 資 産	903,018	そ の 他 の 負 債	3,671,181
無 形 固 定 資 産	306,431	賞 与 引 当 金	16,355
繰 延 税 金 資 産	681,237	役 員 賞 与 引 当 金	46
支 払 承 諾 見 返	6,121,701	退 職 給 付 引 当 金	12,087
貸 倒 引 当 金	△ 663,122	ポ イ ン ト 引 当 金	896
		偶 発 損 失 引 当 金	38,116
		特 別 法 上 の 引 当 金	31
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	185,330
		支 払 承 諾	6,121,701
		負 債 の 部 合 計	143,735,061
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	1,196,295
		資 本 剰 余 金	3,362,612
		資 本 準 備 金	1,196,295
		そ の 他 資 本 剰 余 金	2,166,317
		利 益 剰 余 金	1,245,953
		利 益 準 備 金	190,044
		そ の 他 利 益 剰 余 金	1,055,908
		行 員 退 職 手 当 基 金	2,432
		別 途 積 立 金	718,196
		繰 越 利 益 剰 余 金	335,279
		株 主 資 本 合 計	5,804,861
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	61,970
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	122,768
		土 地 再 評 価 差 額 金	221,907
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	406,647
		純 資 産 の 部 合 計	6,211,509
資 産 の 部 合 計	149,946,570	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	149,946,570

中間損益計算書

〔平成21年 4月 1日から
平成21年 9月30日まで〕

(単位:百万円)

科 目	金 額
経常収益	1,486,004
資金運用収益	934,239
(うち貸出金利息)	(607,883)
(うち有価証券利息配当金)	(193,686)
役員取引等収益	264,884
特定取引収益	77,489
その他の業務収益	153,984
その他の経常収益	55,406
経常費用	1,360,971
資金調達費用	269,257
(うち預金利息)	(107,789)
役員取引等費用	66,982
その他の業務費用	176,454
営業経常費用	544,979
その他の経常費用	303,297
経常利益	125,032
特別利益	28,134
特別損失	15,842
税引前中間純利益	137,324
法人税、住民税及び事業税	20,252
法人税等還付税額	△ 6,328
法人税等調整額	△ 7,364
法人税等合計	6,559
中間純利益	130,765

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益（利息、売却損益及び評価損益）を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間期末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1.及び2.(1)と同じ方法によっております。なお、運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	15年～50年
その他	2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（3年～10年）に対応して定額法により償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者

(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権(以下「破綻懸念先債権」という)のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生じる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は798,683百万円であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理

(6) ポイント引当金

ポイント引当金は、「スーパーICカード」等におけるポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を見積もり、必要と認める額を計上

しております。

(7) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、オフバランス取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。

(8) 金融商品取引責任準備金

金融商品取引責任準備金は、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 繰延資産の処理方法

社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

また、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行差金は、実務対応報告第19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（平成18年8月11日 企業会計基準委員会）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。

8. リース取引の処理方法

(借手側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以後開始する期に属するものについては、通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行い、リース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

また、リース資産及びリース債務は、リース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法により計上しております。

なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する期に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

9. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産及び負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（平成14年2月13日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（平成12年1月31日 日本公認会計士協会）に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象と

ヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。

なお、平成14年度末の貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年2月15日 日本公認会計士協会）を適用して実施してまいりました、多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長14年間にわたり費用又は収益として認識しております。当中間期末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は8,946百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は12,962百万円（同前）であります。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建の金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計については、業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（平成14年7月29日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第25号」という）に基づき、外貨建金銭債権債務等を通貨毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、同一通貨の通貨スワップ取引及び為替予約（資金関連スワップ取引）をヘッジ手段として指定しており、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

また、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の外貨建金銭債務及び為替予約をヘッジ手段として包括ヘッジ又は個別ヘッジ、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については繰延ヘッジ、外貨建その他有価証券（債券以外）については時価ヘッジを適用しております。

(3) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当中間期の損益として処理し、あるいは繰延処理を行っております。

10. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっております。なお、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は発生した期の費用に計上しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資額総額 1,974,211 百万円
2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に219,966 百万円含まれております。
消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は432,665 百万円、当中間期末に当該処分をせずに所有しているものは11,253,769 百万円であります。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は103,115 百万円、延滞債権額は723,483 百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は11,747 百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は263,912 百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,102,258 百万円であります。
なお、3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差入という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は712,488 百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	1,073 百万円
特定取引資産	921,508 百万円
有価証券	545,290 百万円
貸出金	56,376 百万円

担保資産に対応する債務

コールマネー	540,000 百万円
借入金	977,580 百万円
支払承諾	1,073 百万円

上記のほか、為替決済等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金20,297 百万円、買入金銭

債権 363,406 百万円、特定取引資産 38,280 百万円、有価証券 5,679,252 百万円及び貸出金 899,591 百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は 1,696,794 百万円、有価証券は 8,107,817 百万円であり、対応する売現先勘定は 6,253,373 百万円、債券貸借取引受入担保金は 2,331,287 百万円であります。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は、17,416 百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、53,007,634 百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日 法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日 政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第 2 号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第 4 号に定める「地価税法第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 704,918 百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 3,148,878 百万円が含まれております。
13. 社債には、劣後特約付社債 2,210,892 百万円が含まれております。
14. 特別法上の引当金として金融商品取引責任準備金 31 百万円を計上しております。
15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 2,685,864 百万円であります。
16. 1 株当たりの純資産額 512 円 64 銭
17. 当中間期末の単体自己資本比率（国際統一基準）は 14.47%であります。

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益38,787百万円及び貸出債権等の売却に係る利益8,441百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸出金償却 133,292 百万円、貸倒引当金繰入額 75,538 百万円及び株式等売却損 32,161 百万円を含んでおります。
3. 「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しておりました「法人税等還付税額」は、金額の重要性が増したため、当中間期から区分して表示しております。
なお、前中間期末の「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示した「法人税等還付税額」は 723 百万円であります。
4. 1株当たり中間純利益金額 10円95銭
5. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権等が含まれております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成21年9月30日現在）

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	460,214	464,564	4,349
その他	1,000,416	1,015,234	14,817
合計	1,460,631	1,479,798	19,167

(注) 時価は、原則として当中間期末における市場価格等に基づいておりますが、企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品については、当行における合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額によっております。

企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品の合理的に算定された価額は、裏付資産を分析し、倒産確率、期限前償還率等を用いて将来キャッシュ・フローを見積り、過去の市場実績等に基づいた流動性プレミアムを加味した利回りにより割り引いた価格と、外部業者（ブローカー又は情報ベンダー）より入手した価格の双方を勘案して算出しております。

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの（平成21年9月30日現在）

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	141,984	118,021	△23,962
関連法人等株式	57,511	56,390	△1,120
合計	199,495	174,412	△25,083

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成21年9月30日現在）

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	3,150,271	3,384,502	234,230
債券	28,595,072	28,712,539	117,466
国債	27,175,466	27,271,419	95,952
地方債	260,438	268,641	8,203
社債	1,159,168	1,172,478	13,309
その他	8,456,433	8,344,858	△111,574
外国株式	97,103	132,918	35,814
外国債券	6,816,092	6,855,315	39,223
その他	1,543,237	1,356,624	△186,612
合計	40,201,777	40,441,900	240,122

(注) 1 中間貸借対照表計上額は、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品については、当行における合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額によっております。

企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品の合理的に算定された価額は、裏付資産を分析し、倒産確率、期限前償還率等を用いて将来キャッシュ・フローを見積り、過去の市場実績等に基づいた流動性プレミアムを加味した利回りにより割り引いた価格と、外部業者（ブローカー又は情報ベンダー）より入手した価格の双方を勘案して算出しております。

なお、その他の証券化商品については、同種商品間の価格比較、同一銘柄の価格推移時系列比較、市場公表指標との整合分析等、定期的な状況確認を踏まえ、外部業者から入手する価格に基づく価額を合理的に算定された価額としております。

2 なお、上記の評価差額のうち、組込デリバティブを一体処理したことにより17,156百万円（費用）を損益に反映させた結果、純資産直入処理の対象となる額は257,279百万円であります。また、同対象額に組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額7,613百万円を加えた264,892百万円から繰延税金負債123,940百万円を控除した額140,952百万円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、当中間期末において時価が取得原価まで回復する見込みがないと判断し、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理しております。

時価が「著しく下落した」と判断する基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落

正常先

時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

4. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額（平成21年9月30日現在）

内容	金額（百万円）
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	1,716,101
関連法人等株式	58,613
その他有価証券	
国内株式	267,915
社債	3,005,576
外国債券	383,813

5. 保有目的を変更した有価証券（平成21年9月30日現在）

その他有価証券から満期保有目的の債券へ変更したもの（平成21年9月30日現在）

	時価 （百万円）	中間貸借対照表計上額 （百万円）	中間貸借対照表に計上 されたその他有価証券 評価差額金（百万円）
その他（買入金銭債権）	994,667	979,849	△78,982

(追加情報)

「有価証券」に含まれる変動利付国債は、実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（平成20年10月28日 企業会計基準委員会）に従い、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当中間会計期間末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、合理的に算定された価額による評価を行っております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率に、内包されるオプション価値および過去の市場実績に基づいた流動性プレミアムを考慮して割り引くことにより算定しております。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	464,437	百万円
税務上の繰越欠損金	389,830	
有価証券評価損	306,048	
その他有価証券評価差額金	101,687	
退職給付引当金	77,085	
その他	<u>453,527</u>	
繰延税金資産小計	1,792,616	
評価性引当額	<u>△ 675,772</u>	
繰延税金資産合計	1,116,844	

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	189,067	
繰延ヘッジ損益	83,808	
合併時 ^有 価証券時価引継	69,719	
退職給付信託設定益	65,996	
その他	<u>27,016</u>	
繰延税金負債合計	435,607	
繰延税金資産の純額	<u>681,237</u>	百万円